

改正後

|   |  |
|---|--|
| (建築物特定施設)   |  |
| <p>第三条 令第六條第十一号の国土交通省令で定める施設は、浴室又はシャワー室（以下「浴室等」という。）とする。</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請）</p> <p>第八条 法第十七条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、第三号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。</p> | <p>明示すべき事項</p> <p>（略）</p>  |
| <p>配置図</p>  | <p>（略）</p> <p>縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道等の位置、特定建築物及びその出入口の位置、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機の位置、敷地内の通路の位置及び幅（当該通路が段又は傾斜路若しくはその踊場を有する場合には、それらの位置及び幅を含む。）、敷地内の通路に設けられる手すり並びに令第十一条第二号に規定する点状ブロック等（以下単に「点状ブロック等」という。）及び令第二十二條第二項第一号に規定する線状ブロック等（以下単に「線状ブロック等</p> |

改正前

|  |  |
|--|--|
| (建築物特定施設)  |  |
| <p>第三条 令第六條第十号の国土交通省令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場又は公会堂（以下「劇場等」という。）の客席</p> <p>二 浴室又はシャワー室（以下「浴室等」という。）</p> <p>（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請）</p> <p>第八条 法第十七条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、第三号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。</p> | <p>明示すべき事項</p> <p>（略）</p>  |
| <p>配置図</p>   | <p>（略）</p> <p>縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道等の位置、特定建築物及びその出入口の位置、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機の位置、敷地内の通路の位置及び幅（当該通路が段又は傾斜路若しくはその踊場を有する場合には、それらの位置及び幅を含む。）、敷地内の通路に設けられる手すり並びに令第十一条第二号に規定する点状ブロック等（以下単に「点状ブロック等」という。）及び令第二十一條第二項第一号に規定する線状ブロック等（以下単に「線状ブロック等</p> |

|              |   |
|--------------|---|
|              | <p>「という。」の位置、敷地内の車路及び車寄せの位置、駐車場の位置、車椅子使用者用駐車施設の位置及び幅並びに案内設備の位置</p>  |
| <p>各階平面図</p> | <p>縮尺、方位、間取、各室の用途、床の高低、特定建築物の出入口及び各室の出入口の位置及び幅、出入口に設けられる戸の開閉の方法、廊下等の位置及び幅、廊下等に設けられる点状ブロック等及び線状ブロック等、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備並びに突出物の位置、階段の位置、幅及び形状（当該階段が踊場を有する場合にあつては、踊場の位置及び幅を含む。）、階段に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、傾斜路の位置及び幅（当該傾斜路が踊場を有する場合にあつては、踊場の位置及び幅を含む。）、傾斜路に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、エレベーターその他の昇降機の位置、車椅子使用者用便房のある便所、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十四号）第九条第二項に規定する便房（以下この条及び第十二条の第三項において「水洗器具を設けた便房」という。）のある便所及び床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器のある便所並びにこれら以外の便所の位置、劇場等の客席の名称及び位置、当該客席に設ける座席の位置、誘導基準適合車椅子使用者用部</p> |

|              |  |
|--------------|--|
|              | <p>「という。」の位置、敷地内の車路及び車寄せの位置、駐車場の位置、車椅子使用者用駐車施設の位置及び幅並びに案内設備の位置</p>   |
| <p>各階平面図</p> | <p>縮尺、方位、間取、各室の用途、床の高低、特定建築物の出入口及び各室の出入口の位置及び幅、出入口に設けられる戸の開閉の方法、廊下等の位置及び幅、廊下等に設けられる点状ブロック等及び線状ブロック等、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備並びに突出物の位置、階段の位置、幅及び形状（当該階段が踊場を有する場合にあつては、踊場の位置及び幅を含む。）、階段に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、傾斜路の位置及び幅（当該傾斜路が踊場を有する場合にあつては、踊場の位置及び幅を含む。）、傾斜路に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、エレベーターその他の昇降機の位置、車椅子使用者用便房のある便所、令第十四条第一項第二号に規定する便房のある便所、腰掛便座及び手すりの設けられた便房（車椅子使用者用便房を除く。以下この条において同じ。）のある便所、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器のある便所並びにこれら以外の便所の位置、車椅子使用者用客室の位置、駐車場の位置、車椅子使用者用駐車施設の位置及び幅、劇場等の客席の位置、車椅子使用者用客席（高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び</p> |

| 図 詳細 構造   |  | 面 縦断                         |     |
|---|--|------------------------------|-----|
| (略)   | 便所   | 客席                           | (略) |
| (略)   | 縮尺、車椅子使用者用便房のある便所の構造、車椅子使用者用便房及び水洗器具を設けた便房の構造並びに床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器の構造 | 誘導基準適合車椅子使用者用部分から舞台等まで引いた可視線 | (略) |
| 分（同令第九条の二第一項に規定する誘導基準適合車椅子使用者用部分をいう。以下この条において同じ。）の位置、幅及び奥行き、誘導基準適合車椅子使用者用部分に隣接して設けられる同伴者用の座席又はスペースの位置、同令第三条第一項に規定する車椅子使用者用経路の位置、車椅子使用者用客室の位置、駐車場の位置、車椅子使用者用駐車施設の位置及び幅、車椅子使用者用浴室等（同令第十三条第一号の車椅子使用者用浴室等をいう。以下この条において同じ。）の位置並びに案内設備の位置 |  |                              |     |

| 図 詳細 構造   |   | 面 縦断                   |     |
|---|---|------------------------|-----|
| (略)   | 便所  | 客席                     | (略) |
| (略)   | 縮尺、車椅子使用者用便房のある便所の構造、車椅子使用者用便房、令第十四条第一項第二号に規定する便房並びに腰掛便座及び手すりの設けられた便房の構造並びに床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器の構造 | 車椅子使用者用客席から舞台等まで引いた可視線 | (略) |
| 配置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令百十四号）第十二条の二第一項に規定する車椅子使用者用客席をいう。以下この条において同じ。）の位置、幅及び奥行き、車椅子使用者用客席に隣接して設けられる同伴者用の客席又はスペースの位置、車椅子使用者用浴室等（同令第十三条第一号に規定する車椅子使用者用浴室等をいう。以下この条において同じ。）の位置並びに案内設備の位置 |   |                        |     |

(協定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請)  
 第十二条の三 法第二十二条の二第一項の規定により認定の申請をしよ  
 うとする者は、第五号の様式による申請書の正本及び副本に、それ  
 ぞれ協定建築物特定施設に係る協定の写し、前条第三項及び第十二条  
 の五第三項の規定による通知の写し並びに次の表に掲げる図書を添え  
 て、これらを所管行政庁に提出するものとする。

|       |  |
|-------|--|
| 図書の種類 | 明示すべき事項  |
| (略)   | (略)  |
| 各階平面図 | 縮尺、方位、間取、各室の用途、床の高低、協<br>定建築物の出入口及び各室の出入口の位置及び<br>幅、出入口に設けられる戸の開閉の方法、廊下<br>等の位置及び幅、廊下等に設けられる点状ブロ<br>ック等及び線状ブロック等、高齢者、障害者等<br>の休憩の用に供する設備並びに突出物の位置、<br>階段の位置、幅及び形状(当該階段が踊場を有<br>する場合にあつては、踊場の位置及び幅を含む<br>)、階段に設けられる手すり及び点状ブロ<br>ック等の位置、傾斜路の位置及び幅(当該傾斜路<br>が踊場を有する場合にあつては、踊場の位置及<br>び幅を含む)、傾斜路に設けられる手すり及<br>び点状ブロック等の位置、エレベーターその他<br>の昇降機の位置、車椅子使用者用便房のある便<br>所、水洗器具を設けた便房のある便所及び床置<br>式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが<br>三十五センチメートル以下のものに限る。)そ<br>の他これらに類する小便器のある便所並びにこ<br>れら以外の便所の位置並びに案内設備の位置 |

(協定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請)  
 第十二条の三 法第二十二条の二第一項の規定により認定の申請をしよ  
 うとする者は、第五号の様式による申請書の正本及び副本に、それ  
 ぞれ協定建築物特定施設に係る協定の写し、前条第三項及び第十二条  
 の五第三項の規定による通知の写し並びに次の表に掲げる図書を添え  
 て、これらを所管行政庁に提出するものとする。

|       |  |
|-------|--|
| 図書の種類 | 明示すべき事項  |
| (略)   | (略)  |
| 各階平面図 | 縮尺、方位、間取、各室の用途、床の高低、協<br>定建築物の出入口及び各室の出入口の位置及び<br>幅、出入口に設けられる戸の開閉の方法、廊下<br>等の位置及び幅、廊下等に設けられる点状ブロ<br>ック等及び線状ブロック等、高齢者、障害者等<br>の休憩の用に供する設備並びに突出物の位置、<br>階段の位置、幅及び形状(当該階段が踊場を有<br>する場合にあつては、踊場の位置及び幅を含む<br>)、階段に設けられる手すり及び点状ブロ<br>ック等の位置、傾斜路の位置及び幅(当該傾斜路<br>が踊場を有する場合にあつては、踊場の位置及<br>び幅を含む)、傾斜路に設けられる手すり及<br>び点状ブロック等の位置、エレベーターその他<br>の昇降機の位置、車椅子使用者用便房のある便<br>所、令第十四条第一項第二号に規定する便房の<br>ある便所、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(<br>受け口の高さが三十五センチメートル以下のも<br>のに限る。)その他これらに類する小便器のあ<br>る便所並びにこれら以外の便所の位置並びに案 |

|  |           |     |     |
|--|-----------|-----|-----|
| 図<br>詳細  | 構造<br>(略) | (略) | (略) |
|  | 便所        |     |     |
| 縮尺、車椅子使用者用便房のある便所の構造、車椅子使用者用便房及び水洗器具を設けた便房の構造並びに床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限り。）その他これらに類する小便器の構造 |           |     |     |

2 (略)

(令第二十八条第一号の国土交通省令で定める経路)

第十四条の二 令第二十八条第一号の国土交通省令で定める経路は、移動等円滑化された経路（同号に規定する生活関連旅客施設に隣接するものとの間の経路を除く。）とする。

(令第二十八条第一号口及び第二号口の国土交通省令で定める一般交  
通用施設)

第十四条の三 令第二十八条第一号口の国土交通省令で定める生活関連経路を構成する一般交通用施設は、次の各号に掲げる施設とする。

- 一 (略)
- 二 前号に掲げるもののほか、生活関連経路を構成する道路法による道路に接し、かつ、令第二十八条第一号に規定する生活関連旅客施設の出入口に接する一般交通用施設のうち、移動等円滑化の措置がとられ、又はとられると見込まれるものと認めて、市町村が移動等円滑化促進方針において指定するもの

|  |           |     |     |        |
|--|-----------|-----|-----|--------|
| 図<br>詳細  | 構造<br>(略) | (略) | (略) | 内設備の位置 |
|  | 便所        |     |     |        |
| 縮尺、車椅子使用者用便房のある便所の構造、車椅子使用者用便房及び令第十四条第一項第二号に規定する便房の構造並びに床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限り。）その他これらに類する小便器の構造 |           |     |     |        |

2 (略)

(令第二十七条第一号の国土交通省令で定める経路)

第十四条の二 令第二十七条第一号の国土交通省令で定める経路は、移動等円滑化された経路（令第二十七条第一号に規定する生活関連旅客施設に隣接するものとの間の経路を除く。）とする。

(令第二十七条第一号口及び第二号口の国土交通省令で定める一般交  
通用施設)

第十四条の三 令第二十七条第一号口の国土交通省令で定める生活関連経路を構成する一般交通用施設は、次の各号に掲げる施設とする。

- 一 (略)
- 二 前号に掲げるもののほか、生活関連経路を構成する道路法による道路に接し、かつ、令第二十七条第一号に規定する生活関連旅客施設の出入口に接する一般交通用施設のうち、移動等円滑化の措置がとられ、又はとられると見込まれるものと認めて、市町村が移動等円滑化促進方針において指定するもの

2 令第二十八條第二号口の国土交通省令で定める生活関連経路を構成する一般交通用施設は、同号の生活関連経路を構成する道路法による道路に接し、かつ、生活関連旅客施設の出入口に接する一般交通用施設（道路法による道路を除く。）のうち、移動等円滑化の措置がとられ、又はとられると見込まれるものと認めて、市町村が移動等円滑化促進方針において指定するものとする。

（令第二十八條第二号の規定により市町村が行う指定）

第十四條の四 令第二十八條第二号の規定により市町村が行う指定は、同号イに掲げる施設の出入口又は同号ロに掲げる施設の出入口その他の通行の用に供する部分に接する部分であつて、生活関連旅客施設を利用する高齢者、障害者等が通常利用する部分について、移動等円滑化促進方針において行わなければならない。

（行為の届出）

第十四條の五 法第二十四條の六第一項の規定による届出は、第五号の二様式により作成した届出書に次に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ次に定める書類又は図面を提出して行うものとする。

一 令第二十八條第一号に掲げる行為 行為の内容を示す旅客施設の構造及び設備に関する書類及び図面

二 令第二十八條第二号に掲げる行為 平面図、縦断面図、横断面図  
その他必要な図面

（変更の届出）

第十四條の七 法第二十四條の六第二項の国土交通省令で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第一項の届出に係る行為が令第二十八條各号に掲げる行為に該当しなくなるもの以外のもの（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に支障を及ぼすおそれのない意匠の変更その他の軽微な変更を除く。）とする。

2 令第二十七條第二号口の国土交通省令で定める生活関連経路を構成する一般交通用施設は、同号の生活関連経路を構成する道路法による道路に接し、かつ、生活関連旅客施設の出入口に接する一般交通用施設（道路法による道路を除く。）のうち、移動等円滑化の措置がとられ、又はとられると見込まれるものと認めて、市町村が移動等円滑化促進方針において指定するものとする。

（令第二十七條第二号の規定により市町村が行う指定）

第十四條の四 令第二十七條第二号の規定により市町村が行う指定は、同号イに掲げる施設の出入口又は同号ロに掲げる施設の出入口その他の通行の用に供する部分に接する部分であつて、生活関連旅客施設を利用する高齢者、障害者等が通常利用する部分について、移動等円滑化促進方針において行わなければならない。

（行為の届出）

第十四條の五 法第二十四條の六第一項の規定による届出は、第五号の二様式により作成した届出書に次に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ次に定める書類又は図面を提出して行うものとする。

一 令第二十七條第一号に掲げる行為 行為の内容を示す旅客施設の構造及び設備に関する書類及び図面

二 令第二十七條第二号に掲げる行為 平面図、縦断面図、横断面図  
その他必要な図面

（変更の届出）

第十四條の七 法第二十四條の六第二項の国土交通省令で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第一項の届出に係る行為が令第二十七條各号に掲げる行為に該当しなくなるもの以外のもの（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に支障を及ぼすおそれのない意匠の変更その他の軽微な変更を除く。）とする。

第三号様式 (第八条関係) (日本産業規格 A 列 4 番)

第三号様式 (第八条関係) (日本産業規格 A 列 4 番)

(第六面)

⑥ 便所

|   |       |       |            |
|---|-------|-------|------------|
| 階 | 便所の総数 | 便房の総数 | 車椅子使用者用便房数 |
|   |       |       |            |

|   | 平面図番号等 | 構造詳細図番号 |
|---|--------|---------|
| 多数の者が利用する便所（以下に掲げるものを除く。）                                     |        |         |
| 車椅子使用者用便房のある便所  |        |         |
| 水洗器具を設けた便房のある便所   |        |         |
| 床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器のある便所 |        |         |

- (注意)
1. 便所の総数の欄には、多数の者が利用する便所（特別特定建築物の場合は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所）の総数を、便房の総数の欄には、多数の者が利用する全便所（特別特定建築物の場合は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する全便所）にある便房（車椅子使用者用便房を含む。）の総数を、それぞれ記入してください。
  2. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した便房の記号等を記入するとともに、車椅子使用者用便房又は水洗器具を設けた便房の表示方法についてわかる資料を別に添付してください。構造詳細図番号の欄には、当該便所の構造詳細図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

(第六面)

⑦ 便所

|   |       |            |
|---|-------|------------|
| 階 | 便房の総数 | 車椅子使用者用便房数 |
|   |       |            |

|  | 平面図番号等 | 構造詳細図番号 |
|--|--------|---------|
| 車椅子使用者用便房のある便所   |        |         |
| 水洗器具を設けた便房がある便所  |        |         |
| 腰掛便座及び手すりの設けられた便房がある便所（車椅子使用者用便房のある便所を除く。）                   |        |         |
| 床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これに類する小便器がある便所 |        |         |

- (注意)
1. 便房の総数の欄には、多数の者が利用する全便所（特別特定建築物の場合は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する全便所）にある便房（車椅子使用者用便房を含む。）の総数を記入してください。
  2. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した便房の記号等を記入するとともに、車椅子使用者用便房又は水洗器具を設けた便房の表示方法についてわかる資料を別に添付してください。構造詳細図番号の欄には、当該便所の構造詳細図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。
- ⑦ 車椅子使用者用客室

|           |            |
|-----------|------------|
| 客 室 の 総 数 | 車椅子使用者用客室数 |
|           |            |

|           | 平 面 図 番 号 等 |
|-----------|-------------|
| 車椅子使用者用客室 |             |

- (注意)
1. 客室の総数の欄には、ホテル又は旅館の客室の総数を記入してください。
  2. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した車椅子使用者用客室の記号等を記入してください。



⑦ 客席

| 客席の名称 | 客席に設ける座席の数 | 誘導基準適合<br>車椅子使用者用部分の数 |
|-------|------------|-----------------------|
|       |            |                       |

|                 | 平面図番号等 | 縦断面図番号 |
|-----------------|--------|--------|
| 誘導基準適合車椅子使用者用部分 |        |        |

(注意)

1. 客席に設ける座席の数の欄には、劇場、観覧場、映画館若しくは演芸場又は集会場若しくは公会堂の客席に設ける座席の数を、客席ごとに記入してください。
  2. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該各階平面図内に記入した誘導基準適合車椅子使用者用部分の記号等を記入し、縦断面図番号の欄には、当該誘導基準適合車椅子使用者用部分から舞台等まで引いた可視線を示す縦断面図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。
- ⑧ 客室

| 客室の総数 | 車椅子使用者用客室数 |
|-------|------------|
|       |            |

|           | 平面図番号等 |
|-----------|--------|
| 車椅子使用者用客室 |        |

(注意)

1. 客室の総数の欄には、ホテル又は旅館の客室の総数を記入してください。
2. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した車椅子使用者用客室の記号等を記入してください。

⑧ 敷地内の通路

| 段   | 配置図 | 縦断面図番号 |
|-----|-----|--------|
| 傾斜路 |     |        |

(注意)

1. 配置図の欄には、配置図内の位置が分かるように、配置図に記入したそれぞれの記号等を記入し、縦断面図番号の欄には、段並びに傾斜路及びその踊場の構造を示す縦断面図の番号を配置図の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。
  2. 敷地内の通路の床材の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。
  3. 地形が著しく特殊な場合においては、当該地形の特殊性がわかる資料を別に添付してください。
- ⑨ 駐車場

| 全駐車台数 | 車椅子使用者用駐車施設数 |
|-------|--------------|
|       |              |

|             | 配置図・平面図番号等 |
|-------------|------------|
| 車椅子使用者用駐車施設 |            |

(注意)

1. 全駐車台数の欄には、多数の者が利用する全駐車場（特別特定建築物の場合は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する全駐車場）の駐車台数（車椅子使用者用駐車施設数を含む。）の合計を記入してください。
2. 配置図・平面図番号等の欄には、配置図内又は各階平面図内の位置がわかるように、配置図に記入した車椅子使用者用駐車施設の記号等又は各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した車椅子使用者用駐車施設の記号等を記入するとともに、車椅子使用者用駐車施設の表示方法についてわかる資料を別に添付してください。

(第八面)

⑨ 敷地内の通路

| 段   | 配置図 | 縦断面図番号 |
|-----|-----|--------|
| 傾斜路 |     |        |

(注意)

1. 配置図の欄には、配置図内の位置が分かるように、配置図に記入したそれぞれの記号等を記入し、縦断面図番号の欄には、段並びに傾斜路及びその踊場の構造を示す縦断面図の番号を配置図の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。
2. 敷地内の通路の床材の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。
3. 地形が著しく特殊な場合においては、当該地形の特殊性がわかる資料を別に添付してください。

⑩ 駐車場

| 駐車施設の総数 | 車椅子利用者用駐車施設数 |
|---------|--------------|
|         |              |

|             | 配置図・平面図番号等 |
|-------------|------------|
| 車椅子利用者用駐車施設 |            |

(注意)

1. 駐車施設の総数の欄には、多数の者が利用する全駐車場（特別特定建築物の場合は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する全駐車場）の駐車施設の数（車椅子利用者用駐車施設数を含む。）の合計を記入してください。
2. 配置図・平面図番号等の欄には、配置図内又は各階平面図内の位置がわかるように、配置図に記入した車椅子利用者用駐車施設の記号等又は各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した車椅子利用者用駐車施設の記号等を記入するとともに、車椅子利用者用駐車施設の表示方法についてわかる資料を別に添付してください。

(第八面)

⑩ 客席

| 客席の総数 | 車椅子利用者用客席数 |
|-------|------------|
|       |            |

|           | 平面図番号等 | 縦断面図番号 |
|-----------|--------|--------|
| 車椅子利用者用客席 |        |        |

(注意)

1. 客席の総数の欄には、劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場又は公会堂の客席の総数を記入してください。
2. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該各階平面図内に記入した車椅子利用者用客席の記号等を記入し、縦断面図番号の欄には、当該車椅子利用者用客席から舞台等まで引いた可視線を示す縦断面図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

⑪ 浴室等

|            | 平面図番号等 | 構造詳細図番号 |
|------------|--------|---------|
| 車椅子利用者用浴室等 |        |         |

(注意)

- 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した車椅子利用者用浴室等の記号等を記入し、構造詳細図番号の欄には、当該浴室等の構造詳細図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

(第九面)

⑪ 浴室等

| 平面図番号等     | 構造詳細図番号 |
|------------|---------|
| 車椅子使用者用浴室等 |         |

(注意)

平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した車椅子使用者用浴室等の記号等を記入し、構造詳細図番号の欄には、当該浴室等の構造詳細図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

⑫ 案内設備までの経路

| 案内設備                    | 配置図・平面図番号等 |
|-------------------------|------------|
| 音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備 | 有 ・ 無      |

(注意)

1. 配置図・平面図番号等の欄には、配置図又は各階平面図内の位置が分かるように、配置図に記入した案内設備の記号等又は各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した案内設備の記号等を記入するとともに、案内設備の概要がわかる資料を別に添付してください。

2. 案内設備までの経路及び線状フロック等又は点状フロック等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。なお、案内設備までの経路の部分については、線状フロック等又は点状フロック等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別におかるように資料を作成してください。

3. 音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備の有無の欄で「有」を○印で囲んだ場合においては、当該装置の概要がわかる資料を別に添付してください。

(第九面)

⑫ 案内設備までの経路

| 案内設備                    | 配置図・平面図番号等 |
|-------------------------|------------|
| 音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備 | 有 ・ 無      |

(注意)

1. 配置図・平面図番号等の欄には、配置図又は各階平面図内の位置が分かるように、配置図に記入した案内設備の記号等又は各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した案内設備の記号等を記入するとともに、案内設備の概要がわかる資料を別に添付してください。

2. 案内設備までの経路及び線状フロック等又は点状フロック等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。なお、案内設備までの経路の部分については、線状フロック等又は点状フロック等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別におかるように資料を作成してください。

3. 音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備の有無の欄で「有」を○印で囲んだ場合においては、当該装置の概要がわかる資料を別に添付してください。

第五号の四様式（第十二条の三第一項関係）（日本産業規格A列4番）

（第六面）

⑥ 協定建築物特定施設である便所

|  | 平面図番号等 | 構造詳細図番号 |
|--|--------|---------|
| 協定建築物特定施設である便所<br>車椅子使用者用便房のある便所<br>水洗器具を設けた便房のある便所<br>床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器のある便所 |        |         |

（略）

⑦ 協定建築物特定施設である敷地内の通路  
（略）

第五号の四様式（第十二条の三第一項関係）（日本産業規格A列4番）

（第六面）

⑥ 協定建築物特定施設である便所

|  | 平面図番号等 | 構造詳細図番号 |
|--|--------|---------|
| 車椅子使用者用便房のある便所<br>水洗器具を設けた便房がある便所<br>床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器がある便所 |        |         |

（略）

⑦ 協定建築物特定施設である敷地内の通路  
（略）